

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年6月4日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 今井 和哉

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本件は、南鳥島気象観測所で運用中の常用発電設備の発動発電機及び制御盤（以下、「本設備」）の点検整備を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本件に必要な常用発電用ディーゼルエンジン及び補機類、制御盤、発電機（ジェネレータ）の点検整備を実施するための技術を有している法人等との契約手続に移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 南鳥島気象観測所常用発電設備の発動発電機及び制御盤等点検整備
- (2) 業務内容 南鳥島気象観測所で運用中の本設備の点検整備を行う。
- (3) 履行期限 令和9年3月26日（金）

3 業務目的

本件は、南鳥島気象観測所で運用中の本設備の点検調整を実施し、本設備の機能の維持を図るとともに、障害の発生を未然に防ぐことを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和7・8・9年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

常用発電用ディーゼルエンジン、マイクロコンピュータや継電器類で構成される制御盤、

発電機（ジェネレータ）の点検整備を実施するための技術を有すること。

(3) 施設・システムに関する要件

本設備の性能・機能仕様を理解し、本件を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するような点検整備を行う技術を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

①発注者から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

②発注者の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本設備の点検整備を完了する体制を有すると共に、履行後に本件に起因する不具合が発生した場合に対応するための連絡窓口を持つこと。並びに、速やかに復旧するための体制を有すること。

(6) 業務実績に関する要件

常用発電用ディーゼルエンジン、マイクロコンピュータや継電器類で構成する制御盤、発電機（ジェネレータ）の点検整備の実績を有すること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 森原 裕貴

電話 03-6758-3900（内線 2517）

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和8年6月4日（木）から令和8年6月24日（水）まで（1）に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和8年6月25日（木） 17時まで（1）に同じ。

原則として電子メールにより提出すること。

（Email:kishou-keiyaku@jma.go.jp宛てに送付すること。）

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。